

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年12月9日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年12月9日（金）午前9時30分～ 本庁舎2階 災害対策室2・3

2 出席者

子育て支援課 相馬課長、須藤係長
 保育課 片桐課長
 健康課 松岡課長、林係長

3 件名

出産・子育て応援事業の実施について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・本事業の実施に当たっては、国の補助はあるものの、市の一般財源所要額も少なくな
いので、外部に対しては、事業の必要性などについての説明を十分に行う必要があ
る。
- ・市として、少子化が進む中、若者や子育て世代への支援は喫緊の課題として捉え、取
り組んでいる。この事業も、その一環と捉え、取り組むべきものである。
- ・本事業は、伴走型支援と経済的支援を一体的に実施するとしているが、実施対象者は
令和4年4月からとなっており、遡及対応する対象者には、どのような伴走型支援を提
供するのか。経済的支援を支給するだけか。
→遡及による経済的支援の支給に際し、アンケートを実施し、その内容に応じて、必要
な支援を行うことを予定している。
- ・支給の対象者は、令和4年4月1日からか。既存の出産育児応援給付金と対象期間が同
一でないが問題ないか。
→支障ないと考えている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 健康課

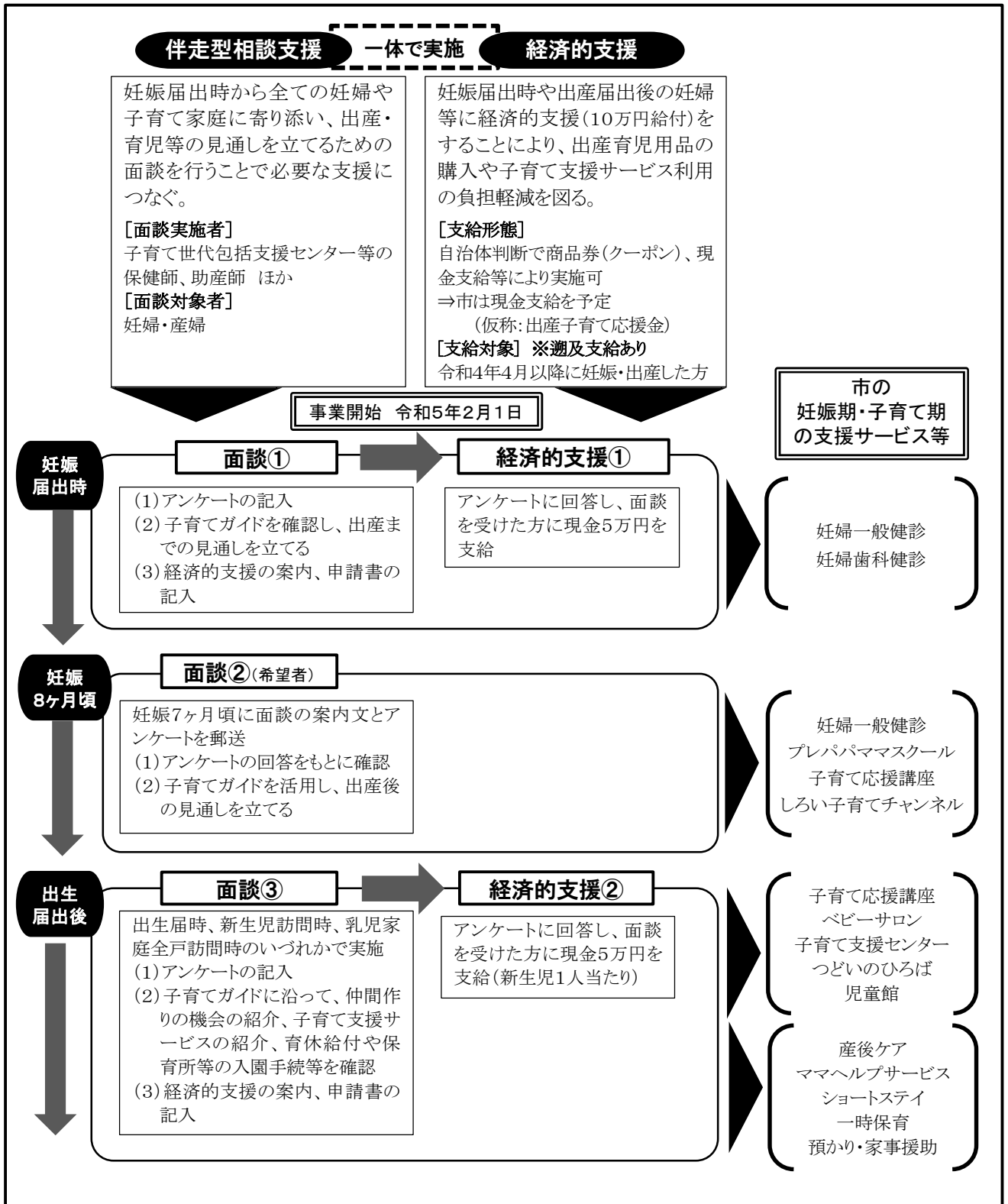
件名	出産・子育て応援事業の実施について							
現状・課題	<p>核家族化や地域のつながりの希薄化等により、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>市は、保健と福祉関係部署の連携・調整のもと、「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て家庭に対し、各種相談支援や子育てサービスの利用支援など、切れ目のない包括的な支援を実施している。</p> <p>この度、国の「総合経済対策」(令和4年10月28日)に「妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業の創設」が盛り込まれ、国の第2次補正予算にて、同事業を支援するための「出産・子育て応援交付金」が地方自治体に交付される見込みである。</p> <p>今後地方自治体においては、同交付金を活用し、これまでの取り組みを活かしつつ、地域の実情に応じて同事業を実施することにより、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境をつくっていくことが求められている。</p>							
付議事案	目的	妊娠から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援の充実とその実効性をより高めるための経済的支援を一体的に実施することにより、様々なニーズに即した必要な支援につなげる。						
	対応方針	<p>1. 事業概要 実施主体:子育て世代包括支援センター</p> <p>(1)伴走型相談支援 妊娠届出時から全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことで必要な支援につなぐ。 [面談実施者]:保健師・助産師等 [面談対象者]:妊婦・産婦</p> <p>1)妊娠届出時 アンケート記入・面談(子育てガイドを基に出産までの見通しを立てる)</p> <p>2)妊娠8ヶ月頃(希望者) アンケート回答確認・面談(子育てガイドを活用し、出産後の見通しを立てる)</p> <p>3)出生届出後…出生届時、新生児訪問時、乳児家庭全戸訪問時のいずれかで実施 アンケート記入・面談(子育てガイドに沿って、仲間作りの機会の紹介、子育て支援サービスの紹介、育児給付や保育所等の入園手続等を確認する)</p> <p>(2)経済的支援(出産子育て応援金の支給) 妊娠届出時や出産届出後の妊婦等に経済的支援(10万円支給)をすることにより、出産育児用品の購入や子育て支援サービス利用の負担軽減を図る。 [給付形態] 自治体判断で商品券(クーポン)、現金支給等により実施可 ⇒市は現金給付を予定 [仮称]出産子育て応援金 [支給対象] 令和4年4月以降に妊娠・出産した方(遡及支給あり)</p> <p>1)妊娠届出時:5万円(産科医療機関への交通費、出産育児用品購入等の負担軽減)</p> <p>2)出産届出時:5万円(産後ケア、家事援助、一時保育サービス利用料等の負担軽減)</p> <p>2. 財源 出産・子育て応援交付金を活用 【補助率】国2/3、県1/6、市1/6</p>						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の可否(出産育児応援給付金事業と出産子育て応援事業の両実施) 事業実施の方法 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> 健康課、子育て支援課、保育課が互いに情報を共有し、協力・連携のもと取り組んでいく必要がある。 12月中旬の国からの詳細説明を受け、市の事業実施の詳細を詰める必要がある。 							
今後のスケジュール	令和4年 12月19日		12月議会最終日 補正予算追加上程					
	令和5年 1月中		伴走型相談支援・経済的支援金の支給準備					
	2月1日		事業開始(伴走型相談支援・経済的支援金支給)					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	有	プレスリリース		
議会説明	有	議員全員協議会	広報・HP等	有	HP、広報紙			
市民参加	無							
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (<input type="checkbox"/> 議員全員協議会 まで)							
参考情報	関係法令等	母子保健法						
	関係課	子育て支援課、保育課						
	事業費	67,961 千円 (うち特定財源				57,470 千円)		
	カテゴリー	年代	妊婦(胎児)	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

出産・子育て応援事業[概要]

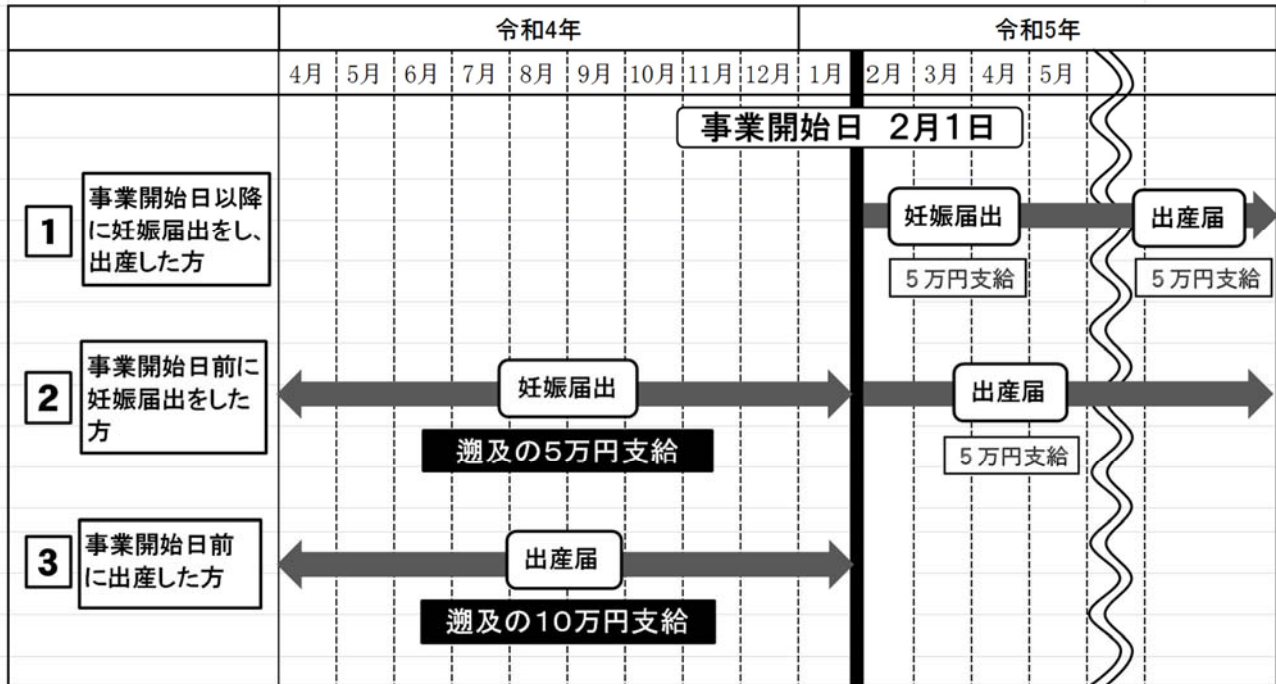
1. 目的

妊娠から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じる**伴走型相談支援**の充実とその実効性をより高めるための**経済的支援**を一体的に実施することにより、様々なニーズに即した必要な支援につなげる。

2. 事業の全体像



3. 経済的支援の支給パターン例



4. 補正予算 ※R5年2月から R5年9月分 (R5は繰越明許)

出産・子育て応援交付金を活用 【補助率】国 2/3、県 1/6、市 1/6 ※システム構築等導入経費は国 10/10

(1)歳出 67,961千円 4款1項3目 事業9 出産・子育て応援事業に要する経費

	内訳		
伴走型相談支援分	7,364千円	人件費 6,615千円 事務費 749千円	助産師2人(報酬、期末手当等)、時間外手当 通信運搬費
経済的支援分	60,597千円	応援金 55,000千円 人件費 84千円 事務費 5,513千円	550名×100,000円(R4年4月～R5年9月) 時間外手当 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、 委託料

(2)歳入 57,470千円

- 15款2項3目 衛生費国庫補助金
- 16款2項2目 衛生費県補助金
- 21款4項2目 雑入

5. スケジュール

令和4年12月19日	12月議会最終日 補正予算追加上程
令和5年1月中	伴走型相談支援・経済的支援金の支給準備
令和5年2月1日	事業開始(伴走型相談支援・経済的支援金支給)

出産育児応援給付金事業と出産子育て応援事業の比較

	出産育児応援給付金事業	出産子育て応援事業
事業目的	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新型コロナ影響下の 物価高騰の生活支援 ＜時限的＞</p> </div> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、物価高騰等に直面する中、出産育児における経済的負担を軽減する。</p>	<div style="border: 3px double black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>伴走型相談支援と経済的支援を 一体的なパッケージとし、 妊婦・子育て家庭のニーズ に即した支援 ＜継続的＞</p> </div> <p>妊娠から出産・子育てまで、一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援の充実とその実効性をより高めるための経済的支援を一体的に実施することにより、様々なニーズに即した必要な支援につなげる。</p>
実施主体	白井市	白井市
給付対象	令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に生まれた者で、住民基本台帳への最初の登録が本市にされ、申請時点で白井市に住民登録している者。	令和4年4月以降に妊娠・出産した方 (詳細は12月中旬以降に要綱で示される)
給付額	対象の子ども1人につき10万円	妊娠届出時の面談実施後 5万円 出生届出後～乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後 5万円
経費負担	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ渦における原油価格・物価高騰対応分)を活用 給付費及び事務費:全額国庫負担(10/10)	出産・子育て応援交付金を活用 国 2/3、県 1/6、市 1/6 ※システム構築等導入経費は国 10/10